



平成19年9月13日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1
日本ロジスティクスファンド投資法人
代表者名 執行役員 山 川 亮
(コード番号: 8967)

投資信託委託業者

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役 榮 坂 均
問い合わせ先 財務企画部長 上 野 貴 司
TEL. 03-5259-6050

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成19年8月14日付日本経済新聞にて公告の通り、平成19年10月22日に第3回投資主総会を開催する予定であり、平成19年9月13日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関し、下記の通り決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は、平成19年10月22日に開催される本投資法人の第3回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更理由は、以下の通りです。

- (1) 証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行に伴い、字句の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものです。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）第67条の15第9項の適用期間が平成19年3月31日をもって終了したことに伴い、同項に定める要件を充足するための条項を削除するものです。
- (3) 本投資法人が資産運用に係る業務を委託する三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社に対する資産運用報酬の額の計算方法を明確化するため、現行規約の文言を一部変更するものです。
- (4) その他、上記の変更により規約の項数等の番号が不整合になった部分について整理し、それに応じて項数等の番号を改めるものです。

(規約変更の詳細については、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)



2. 役員選任について

提案理由は、以下の通りです。

- (1) 執行役員 山川 亮から、第3回投資主総会終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員1名を選任するものです。
- (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任するものです。
- (3) 執行役員山川亮の辞任により、現行の監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、現行の監督役員が第3回投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名を選任するものです。

(役員選任の詳細については、別紙「第3回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

平成19年 9月13日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成19年10月 4日	投資主総会招集通知の発送(予定)
平成19年10月22日	投資主総会(予定)

以 上

添付資料

- ・第3回投資主総会招集ご通知



平成19年10月4日

投資主各位

東京都千代田区神田錦町三丁目5番地1
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 山 川 亮

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年10月19日（金曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成19年10月22日（月曜日）午後2時00分
2. 場 所： 東京都千代田区神田美土代町7番地
ベルサール神田 ROOM1（住友不動産神田ビル3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://8967.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。



投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 証券取引等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行に伴い、字句の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものです。
- (2) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号、その後の改正を含みます。）第 67 条の 15 第 9 項の適用期間が平成 19 年 3 月 31 日をもって終了したことに伴い、同項に定める要件を充足するための条項を削除するものです。
- (3) 本投資法人が資産運用に係る業務を委託する三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社に対する運用報酬の額の計算方法を明確化するため、現行規約の文言を一部変更するものです。
- (4) その他、上記の変更により規約の項数等の番号が不整合になった部分について整理し、それに応じて項数等の番号を改めるものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。	第2条(目的) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産(投信法第 2 条第 1 項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とする。
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条(発行可能投資口総口数)	第5条(発行可能投資口総口数)
1. (記載省略)	1. (現行のとおり)
2. (記載省略)	2. (現行のとおり)



現 行 規 約	変 更 案
<p>3.本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの発行価額は、執行役員が決定し、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会が承認する金額とする。</p> <p>第3章 投資主総会 (記載省略)</p> <p>第4章 役員及び役員会 第20条(役員の報酬の支払基準)</p> <p>本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>第21条(役員のパ賠償責任の免除)</p> <p>本投資法人は、役員のパ投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員のパ職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>	<p>3.本投資法人は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの払込金額は、執行役員が決定し、本投資法人の保有する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会が承認する金額とする。</p> <p>第3章 投資主総会 (現行のとおり)</p> <p>第4章 役員及び役員会 第20条(役員の報酬の支払基準及び支払の時期)</p> <p>本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第21条(役員のパ賠償責任の免除)</p> <p>本投資法人は、役員のパ投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員のパ職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第 22 条(招集及び議長)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (記載省略)2. 役員会の招集通知は、役員会の日 の 3 日前までに、役員全員に対して 発するものとする。ただし、役員 全員の同意を得て、招集期間を短縮 又は招集手続を省略することができ る。 <p>第 23 条(決議)</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の 定めがない限り、<u>その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決</u>をもって行 う。</p> <p>第 24 条(役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経 過の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項を記載した議事録を作成し、出 席した役員が、これに署名 <u>又は記名押印</u>す る。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第 29 条(会計監査人の賠償責任の免除)</p> <p>本投資法人は、会計監査人の投信法第 115 条の6第1項の責任について、当該会計監 査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な 過失がない場合において、責任の原因と なった事実の内容、当該会計監査人の職務 <u>遂行</u>の状況その他の事情を勘案して特に必 要と認めるときは、法令に定める限度にお いて、役員会の決議によって免除するこ とができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第 31 条(投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (記載省略)2. (記載省略)3. (記載省略)	<p>第 22 条(招集及び議長)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行のとおり)2. 役員会の招集通知は、役員会の日 の 3 日前までに、役員全員に対して 発するものとする。ただし、役員 全員の同意を得て、招集期間を短縮 <u>し、又は招集手続を省略</u>することが できる。 <p>第 23 条(決議)</p> <p>役員会の決議は、法令又は本規約に別段の 定めがない限り、<u>議決に加わることのできる</u> <u>構成員の過半数が出席し、その過半数を</u> もって行う。</p> <p>第 24 条(役員会議事録)</p> <p>役員会に関する議事については、議事の経 過の要領及びその結果並びにその他法令に 定める事項を記載した議事録を作成し、出 席した役員が、これに署名、記名押印 <u>又は</u> <u>電子署名</u>する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第 29 条(会計監査人の賠償責任の免除)</p> <p>本投資法人は、会計監査人の投信法第 115 条の6第1項の責任について、当該会計監 査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な 過失がない場合において、責任の原因と なった事実の内容、当該会計監査人の職務 <u>の執行</u>の状況その他の事情を勘案して特に 必要と認めるときは、法令に定める限度に おいて、役員会の決議によって免除するこ とができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第 31 条(投資態度)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行のとおり)2. (現行のとおり)3. (現行のとおり)



現 行 規 約	変 更 案
<p>4. (記載省略)</p> <p>5. <u>本投資法人は、その有する資産の総額のうちを占める租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下同じ。)第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合が100分の75以上となるようにその資産を運用するものとする。</u></p> <p>6. 本投資法人の運用にあたっては、第32条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。</p> <p>第32条(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 不動産の賃借権</p> <p>(3) 地上権</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、<u>有価証券に該当するものを除く。</u>)</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(<u>有価証券に該当するものを除く。</u>)</p> <p>(6) (記載省略)</p>	<p>4. (現行のとおり) (削除)</p> <p>5. 本投資法人の運用にあたっては、第32条第2項各号に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権への投資を基本とするが、投資環境、資産規模等によっては、不動産及び不動産を信託する信託の受益権以外の不動産等及び不動産対応証券への投資を行う。</p> <p>第32条(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 不動産の賃借権</p> <p>(3) 地上権</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含む。)</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(6) (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 受益証券(投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。)</p> <p>(3) 投資証券(投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) 預金</p> <p>(2) コール・ローン</p> <p>(3) 国債証券</p> <p>(4) 地方債証券</p> <p>(5) 社債券</p> <p>(6) 特別の法律により法人の発行する債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。)第2条第1項第3号で定めるものをいう。)</p> <p>(7) 譲渡性預金証書</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー</p> <p>(9) 資産流動化法に規定する特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。)</p>	<p>(7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 受益証券(投信法第2条第7項に定める受益証券をいう。)</p> <p>(3) 投資証券(投信法第2条第15項に定める投資証券をいう。)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) 預金</p> <p>(2) コール・ローン</p> <p>(3) 国債証券</p> <p>(4) 地方債証券</p> <p>(5) 社債券</p> <p>(6) 特別の法律により法人の発行する債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。)第2条第1項第3号で定めるものをいう。)</p> <p>(7) 譲渡性預金証書</p> <p>(8) コマーシャル・ペーパー</p> <p>(9) 資産流動化法に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいう。)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(10)貸付債権信託の受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいう。)</p> <p>(11)金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第3条第11号に定めるもの(ただし、預金及びコール・ローンを除く。)をいう。)</p> <p>(12)信託財産を本項第1号乃至第11号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>(13)金融先物取引等に係る権利(投信法施行令第3条第13号で定めるものをいう。)</p> <p>(14)金融デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第14号に定めるものをいう。)</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 信託財産を前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>第33条(投資制限)</p> <p>1. 本投資法人は、前条第4項に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p>	<p>(10)貸付信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第12号で定めるものをいう。)</p> <p>(11)金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)第3条第7号に定めるもの(ただし、預金及びコール・ローンを除く。)をいう。)</p> <p>(12)信託財産を本項第1号乃至第11号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(削除)</p> <p>(13)デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。)</p> <p>5. 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 信託財産を前号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>第33条(投資制限)</p> <p>1. 本投資法人は、前条第4項第3号乃至第10号に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本投資法人は、前条第4 項第13 号及び第14号に掲げる<u>金融先物取引等及び金融デリバティブ取引</u>に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第35条(組入資産の貸付)</p> <p>1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付を行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付を行うことを原則とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価</p> <p>第36条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>2. 本投資法人は、前条第4 項第13 号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>第35条(組入資産の貸付け)</p> <p>1. 本投資法人は、特定資産である不動産について、運用を図ることを目的とし第三者との間で賃貸借契約を締結し貸付けを行うことを原則とし、特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については当該信託の受託者に第三者との間で賃貸借契約を締結させ貸付けを行うことを原則とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価</p> <p>第36条(資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 第32条第3項及び第32条第4項第3号乃至第10号に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) 第32条第4項第13号及び第14号に定める金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① 取引所に上場している金融先物取引等及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該取引所の最終価格(終値。終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない非上場金融先物取引等及びデリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (記載省略)</p>	<p>(6) 第32条第3項及び第32条第4項第3号乃至第10号に掲げる有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</p> <p>(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) (現行のとおり)</p> <p>(9) 第32条第4項第13号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>① 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該取引所の最終価格(終値。終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</p> <p>② 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③ (現行のとおり)</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>会計基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (記載省略) 3. (記載省略)</p> <p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 第39条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことがある。なお、資金を借入れる場合は、<u>証券取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. (記載省略) 3. (記載省略) 4. (記載省略)</p> <p>第9章 計算 第39条(金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p>	<p>(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり)</p> <p>第8章 借入れ及び投資法人債の発行 第37条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債(<u>短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。</u>)の発行を行うことがある。なお、資金を借り入れる場合は、<u>金融商品取引法第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p> <p>2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり) 4. (現行のとおり)</p> <p>第9章 計算 第39条(金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第 136 条に定める利益の金額(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等を控除して算出した額をいう。)は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。)第 67 条の 15 第 1 項に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) <u>投信協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第 136 条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算されるものとする。</p> <p>② 分配金額は、原則として租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。)第 67 条の 15 第 1 項(以下「<u>投資法人に係る課税の特例規定</u>」という。)に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の 100 分の 90 に相当する金額を超えて分配するものとする。</p> <p>なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) <u>社団法人投資信託協会規則</u> 本投資法人は、前各号の他、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>第40条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬)</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>(以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。)に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、本規約の一部を構成する別紙 1 に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 業務及び事務の委託</p> <p>第 41 条(業務及び事務の委託)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人は、投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>投資信託委託業者</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。2. (記載省略)3. (記載省略) <p style="text-align: center;">第 11 章 附則</p> <p>第 42 条(短期投資法人債)</p> <p><u>証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)第 5 条の規定の施行の日において、第 37 条第 1 項中「投資法人債」の次に「(短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。)」を加える。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第40条(資産運用会社に対する資産運用報酬)</p> <p>本投資法人が資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>(以下「<u>資産運用会社</u>」という。)に支払う資産運用報酬の額及び支払いに関する基準は、本規約の一部を構成する別紙 1 に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 業務及び事務の委託</p> <p>第 41 条(業務及び事務の委託)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本投資法人は、投信法第 198 条及び第 208 条に基づき、資産の運用に係る業務を<u>資産運用会社</u>に、また、資産の保管に係る業務を資産保管会社に委託する。2. (現行のとおり)3. (現行のとおり) <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>別紙 1 <u>投資信託委託者</u>に対する資産運用報酬</p> <p>制定 平成 17 年 2 月 18 日 変更 平成 17 年 3 月 2 日 変更 平成 18 年 11 月 22 日</p> <p>別紙 1</p> <p><u>投資信託委託者</u>に対する資産運用報酬 本投資法人が保有する資産の運用を委託する<u>投資信託委託業者</u>(以下「<u>投資信託委託業者</u>」という。)に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を<u>投資信託委託業者</u>宛て支払うものとする。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算日毎に算定される当該営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用(減価償却費を除く。)の合計を控除した金額の 5% に相当する金額を上限とする。</p> <p>当該報酬は、各決算日より 3 か月以内に支払うものとする。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p>	<p>別紙 1 <u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬</p> <p>制定 平成 17 年 2 月 18 日 変更 平成 17 年 3 月 2 日 変更 平成 18 年 11 月 22 日 <u>変更 平成 19 年 10 月 22 日</u></p> <p>別紙 1</p> <p><u>資産運用会社</u>に対する資産運用報酬 本投資法人が保有する資産の運用を委託する<u>資産運用会社</u>(以下「<u>資産運用会社</u>」という。)に支払う報酬の金額、計算方法及び支払日はそれぞれ以下のとおりとする。</p> <p>なお、本投資法人は、上記報酬の金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を<u>資産運用会社</u>宛て支払うものとする。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算日毎に算定される当該営業期間における本投資法人の不動産賃貸事業収益の合計から不動産賃貸事業費用(減価償却費及び<u>固定資産除却損</u>を除く。)の合計を控除した金額の 5% に相当する金額を上限とする。</p> <p>当該報酬は、各決算日より 3 か月以内に支払うものとする。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員山川 亮から、本投資主総会の終結の時をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成19年9月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成19年10月23日から起算して2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
柴 坂 均 (昭和29年8月15日)	昭和53年4月 三井物産株式会社入社 輸出運輸部 昭和56年5月 同 大阪支店機械部 平成元年12月 同 自動車第一部 平成3年7月 同 不動産開発部 平成4年4月 同 開発プロジェクト部 平成11年7月 同 開発建設部 平成15年4月 同 都市開発事業部 平成17年7月 同 内部監査部 平成19年6月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 平成19年9月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 代表取締役 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役であります。なお、本投資主総会終了後遅滞なく、関東財務局長に対し、金融商品取引業者の取締役についての金融商品取引法第31条の4に基づく兼職の届出を行う予定です。



第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成19年9月13日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略	歴
辻 博 正 (昭和36年8月31日)	昭和60年4月	三井物産株式会社入社 輸入・国内運輸部
	昭和63年10月	同 プラント・プロジェクト運輸部
	平成3年10月	英国三井物産株式会社 運輸部
	平成4年10月	三井物産株式会社 運輸第二部
	平成7年5月	同 関西支社 運輸部
	平成12年2月	同 運輸第三部
	平成12年3月	大九国際流通有限公司(在大連) 副総経理
	平成14年8月	三井物産株式会社 北京事務所 業務人事部物流担当
	平成16年4月	三井物産(上海)貿易有限公司 物流部長
	平成17年4月	上海三网国際貨運有限公司(トライネット・チャイナ) 董事・総経理 兼 三井物産(上海)貿易有限公司 副総経理・物流部長
	平成19年8月	三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
平成19年9月	同 取締役投資運用部長(現在に至る)	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。



第4号議案 監督役員2名選任の件

執行役員山川 亮の辞任により、現行の監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、現行の監督役員が本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名の選任をお願いするものがあります。

また、本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約第19条の定めにより、平成19年10月23日から起算して2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	東 哲也 (昭和32年2月10日)	昭和59年10月 昭和監査法人(現新日本監査法人) 入所 昭和63年3月 公認会計士登録 昭和63年8月 税理士登録 昭和63年12月 東公認会計士事務所開設(現在に至る) 平成17年2月 本投資法人 監督役員(現在に至る)
2	永 沢 徹 (昭和34年1月15日)	昭和59年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 昭和59年4月 梶谷総合法律事務所入所 平成7年4月 永沢法律事務所(現永沢総合法律事務所) 開設(現在に至る) 平成17年2月 本投資法人 監督役員(現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田美土代町7番地
 ベルサール神田 ROOM1 (住友不動産神田ビル3階)
 お問い合わせ先 03-5259-6050
 (三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社)



【交通】

- JR線「神田駅」 北口出口 徒歩6分
- 銀座線「神田駅」 4番出口 徒歩6分
- 千代田線「新御茶ノ水駅」 B6番出口 徒歩2分
- 新宿線「小川町駅」 B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線「淡路町駅」 B6番出口 徒歩2分
- 丸ノ内線・半蔵門線・東西線・三田線・千代田線「大手町駅」 C1番出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。